

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童手当給付事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、児童手当給付事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府吹田市長

## 公表日

平成30年9月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童手当給付事務	
②事務の概要	・児童手当法に基づき、児童手当認定請求・現況届の受付、児童手当の支給、受給者台帳の管理等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 受給資格者および配偶者の所得情報を確認し、児童手当の生計中心者の確認及び支給金額の決定を行う。受給資格者の年金加入情報を確認し、認定請求・現況届にかかる被用者・非被用者の別の確認を行う。	
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
受給者台帳ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の74項、75項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	児童部子育て給付課	
②所属長	子育て給付課長 高田 礼子	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	吹田市市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	吹田市児童部子育て給付課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1470	

# II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

# III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

